

1. エスカレーターの転落防止に関するガイドライン

建築基準法令で定められた対策に付加した一定の措置が設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである。このため、設計や管理にあたって、以下の事項について、個別の建築物ごとに実施されることが必要である。

- 利用者特性から生じるリスクの検討
- エスカレーターの設置環境から生じるリスクの検討
- リスクに対する配慮が必要な場合には、想定されるリスクに対し、建築基準法令で定められた安全対策に付加して、「建築計画による対策」、「物理的なハード対策」、「運用上のソフト対策」を選択し、組み合わせての実施実務上の参考となる具体的な対策等を2以降に示す。

2 転落防止のための工夫

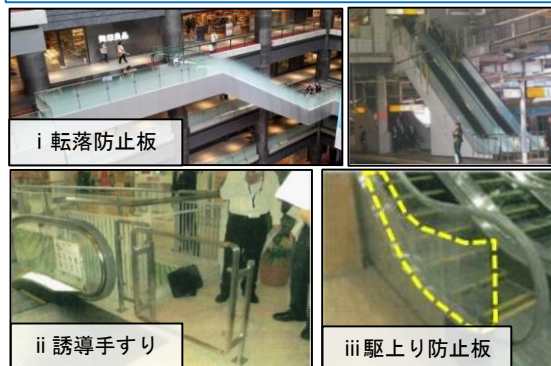
① 建築計画による対策

吹抜けに面さない場所に設置した例



揚程が大きいエスカレーターは設置位置を検討する等の建築計画における工夫

② 物理的なハード対策



転落しそうになることを防ぐための転落防止板や、外側の駆上りやぶら下がりを防ぐ駆上り防止板、混雑時の利用者動線の整理やハンドレールへの不意の接触防止にも有効な誘導手すりの設置等の対策

③ 運用上のソフト対策



利用者への注意喚起が重要であるほか、混雑時や子どもの単独利用が想定される場合の誘導員の配置、速度調整など、運行方法を工夫する等の対策

3 安全教育等

事故の発生防止のためには、利用者自らが安全な利用法を理解することが効果的。関係者は、利用者に対し、安全利用の呼びかけを行うとともに、様々な団体において、説明会や教育に取り組む必要がある。

<参考例>



安全キャンペーン

製造者が、「利用者説明会」、「管理者説明会」等を実施

「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン

エレベーター協会、施設事業者が中心となり、安全な利用を呼びかけ

